

平成 25 年度事業計画書

平成 25 年 4 月 1 日

施設名	新潟市老人憩の家「両川荘」
団体名	新潟市江南区老人クラブ連合会両川地区協議会
団体所在地	新潟市江南区酒屋町313番地

1. 基本方針

- ①地域の高齢者の健康を保持し、その福祉の増進を図る。
- ②新潟市老人憩の家の利用者が、平等利用ができるよう努める。
- ③新潟市老人憩の家を事業計画に沿って適正に管理を行ない、地域との交流を図る。

2. 職員（管理人）の配置及び勤務時間割表

①施設管理

配置人員 2 人

②勤務時間（形態）

- a) 全日勤務者（週 40 時間勤務） 1 名
- b) 半日勤務者（週 20 時間勤務） 1 名

※午前 8 時 30 分～午後 5 時まで、休憩等を調整して勤務する。

3. 施設利用における事前準備

4. 日常業務

- ①「憩の家」施設の維持管理
 - ・開錠、施錠（夜間は機械警備）
 - ・施設設備補修や備品修繕の必要がある場合、所管する区の健康福祉課へ連絡をする。
- ②利用の許可及び利用状況の把握
 - <利用の許可業務>
 - ・来所者の「老人福祉センター及び老人憩の家利用証」を確認し、男女別利用人数を記録する。
 - ・利用日誌の作成
 - ・利用者のトラブルに関して、公平な立場で対応する。
 - ・個人情報の保護を徹底する。
 - ③浴室等の給湯、ボイラー運転（資格不要）
 - ④浴槽水の水質管理（残留塩素濃度の管理・記録）
 - ⑤室内及び敷地内の整理整頓、清掃、安全点検
 - ⑥浴室等の清掃（毎日完全換水。ろ過機等の洗浄や消毒）
 - ⑦公衆浴場自主点検表、日々の利用内容を整理する。

5. 月間業務

- ①1ヶ月の日誌を作成し、江南区健康福祉課へ報告する。
- ②3ヶ月に1度、予算執行状況を報告する。
- ③屋内外の安全点検をする。

6. 年間業務

- ①会計年度終了後、2ヶ月以内に決算報告書を江南区健康福祉課へ提出し、残額が生じた場合は、新潟市に返納する。

7. 管理運営委員会を年1回開催し、より良い管理運営を目指す。

問題が生じた場合は、適宜開催し早期解決を目指す。

8. 休所日、利用時間の変更に関する業務

休所日、利用時間を変更する必要が生じた場合は、速やかに市長に報告し了承を得る。

9. 入浴時間及び洗髪の可否について

新潟市老人憩の家「両川荘」の入浴時間及び洗髪について

a) 入浴時間 午前11時00分～午後3時00分

※ただし、日曜日1週おきの浴槽配管洗浄日については

午前10時00分～12時00分

b) 洗髪の可否 男性 可

女性 可

10. 開館時間及び休所日設定

①開館時間 午前9時00分～午後4時30分

②休所日

a) 毎週月曜日

b) 祝日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日も）

c) 1月 2日～3日

d) 8月13日～15日

e) 12月29日～31日

11. 個人情報の保護

①個人情報が記載されている書類を適切に管理し、個人情報の漏洩防止の徹底を図る。

②役員並びに職員は業務上知り得た情報について、守秘義務を遵守するよう徹底し、退職後も同様とする。

12. 緊急時対策

- ・年2回避難訓練を実施するとともに、日頃から利用者の安全に心掛ける。
- ・また、利用者の体調に急変その他緊急事態が生じた際は、すみやかに119番通報をするなど適切に対処し、利用者の家族に連絡する。

13. 要望・苦情対応

①利用者等から苦情が出た場合、軽微な事項については、職員（管理人）が即対応し、すぐには対応できないような場合には後ほど回答するなど、丁重な対応に努める。

②また、利用者等から要望や苦情を受けた場合は、すみやかに管理運営委員会を開き、話し合いのうえ迅速な解決に努める。

③管理運営委員会の話し合いでは判断しかねる事項については、江南区健康福祉課及び関係機関等へ即時に連絡し、判断を仰いだうえで解決に努める。